役員等報酬規程

(令和2年4月1日施行)

学校法人 河 﨑 学 園

平成 17 年 10 月 14 日 法人規程第 3 号

(目的)

第1条 この規程は、学校法人河﨑学園の役員等の報酬の支給について 定めることを目的とする。

(適用範囲)

- 第2条 この規程は、学校法人河崎学園寄附行為(以下「寄附行為」という。)第5条に掲げる役員及び第20条に掲げる評議員について適用する。ただし、次に掲げる者であるときは、この限りでない。
 - (1) 学校法人河﨑学園の顧問及び参与
 - (2) 学校法人河﨑学園又は大阪河﨑リハビリテーション大学の職員

(役員等の報酬)

- 第3条 役員等の報酬は、給料及び賞与又は手当とする。
- 2 交通費については、別途支給する。

(給料等の支給)

- 第4条 役員の給与は、その月の月額の全額を毎月25日に支給する。ただし、支給日が土曜日に当たるときはその前日、日曜日に当たるときはその翌日に支給する。
- 2 賞与は、毎年 6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する理事長及び副理事長に対し支給する。
- 3 支給日は、基準日欄に揚げる基準日に応じて支給欄に定める日とする。 ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日 の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める 日の前日とする。

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

(給料等の額)

- 第5条 役員等の給料及び手当の額は、次のとおりとする。
 - (1) 寄附行為第5条第2項に掲げる理事長 給料月額 300,000円
 - (2) 理事に対しては、理事会又は評議員会に出席の都度、手当として 1回当たり 15,000 円を支給するものとする。
 - (3) 監事に対しては、下記のとおり手当を支給する。
 - ① 理事会又は評議員会に出席

1回 11,000円

② 会計監査の実施

1回 11,000円

③ 業務監査の実施

1 目 30,000 円

(4) 評議員に対しては、評議員会に出席の都度、手当として1回当たり11,000円を支給するものとする。

(給料の計算期間等)

第6条 給料の計算期間及び給料から控除するものについては、事務職 員給与規程の定めるところによる。

(賞与)

第7条 賞与の額は、給料月額に6月に支給する場合においては、100 分の100、12月に支給する場合においては、100分の200を乗じて得 た額とする。ただし、職務への貢献度等を考慮して決定する。

附則

この規程は、平成 17年 10月 14日から施行する。 附 則 (平成 19年 7月 2日法人規程第 3号)

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (平成 23年5月23日法人規程第2号)

この規程は、平成 23 年 5 月 23 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 23 年 11 月 28 日法人規程第 7 号)

この規程は、平成 23年 11月 28日から施行する。

附 則 (平成 27年 3月 30日法人規程第 11号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 27 日法人規程第 9 号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成 29年9月14日法人規程第1号) この規程は、平成 29年12月5日から施行する。 附 則 (令和2年3月23日法人規程第6号) この規程は、令和2年4月1日から施行する。